

市の事業における情報保障及び手話言語の国際デーについて

1 市の事業における情報保障

市が主催又は共催である事業で、不特定多数を対象としたものは、音声による情報の取得が困難な方も事業に参加できるように手話通訳者・要約筆記者を配置する。

【手話通訳者・要約筆記者の派遣の流れ】

- ①派遣を希望する日の14日前までに、高齢障がい課へ依頼
- ②高齢障がい課が登録手話通訳者や登録要約筆記者に派遣調整
- ③派遣する登録手話通訳者や登録要約筆記者を決定し、事業の主管課へ通知
- ④事業の実施前に事業の主管課から登録手話通訳者や登録要約筆記者へ資料を送付
- ⑤事業実施
- ⑥高齢障がい課から登録手話通訳者や登録要約筆記者に謝礼を支出

2 手話言語の国際デー

9月23日の「手話言語の国際デー」に合わせ、9月17日から9月20日まで庁舎2階のロビーで手話が言語であることの認識を広めていく展示を行う。

※「手話言語の国際デー」

毎年9月23日に手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の人権が完全に保障されるよう国連加盟国の全てにおいて手話言語についての意識を高める手段を講じることを促進する取組